様式第８号

過誤納金還付請求権譲渡通知書

必ず過誤納事由発生日後に提出してください。

※郵送での提出も可能です。

（あて先）　滋賀県自動車税事務所長

年　　月　　日

譲渡人　（自動車税(種別割)の場合は、課税年度の4月1日現在の納税義務者（自動車税(種別割)納税通知書に記載された方）となります。）

住所・所在地

氏名・名称

代表者
（法人の場合）

実　印

㊞

日中の連絡先　（　　－　　－　　）

※実印を押印し、印鑑（登録）証明書（写し可）を添付してください。

下記過誤納金(還付金)の還付請求権については、　　年　　月　　日、次の譲受人へ譲渡しましたので通知します。

課税年度	税　目	登 録	滋 賀				ひらがな					過誤納金発生事由	□抹消登録（廃車）　□二重（超過）納付 □減免　□その他（　　）
年度	□自動車税(種別割) □自動車税環境性能割	番 号	（滋）									発 生 年 月 日	年　　月　　日

譲受人

〒　　－

住所・所在地

フリガナ

氏名・名称

フリガナ

代表者
（法人の場合）

日中の連絡先　（　　－　　－　　）

★注意事項★　必ずお読み下さい。

① 譲渡人が自署（法人の場合はゴム印でも可）し、実印（印鑑登録した印。法人の場合は代表者印）を押印してください。

② 印鑑（登録）証明書（発行日から12か月以内のもの。写し可（等倍に限る）。）を添付してください。

③ 譲渡人の氏名（名称）・住所（所在地）に変更がある場合は、その経緯の分かる書類（住民票・戸籍の附票・登記簿謄本等）を添付してください。

④ 提出期限　　抹消登録・・・・・・・・・・事由発生から2週間以内
　　二重（超過）納付・・・・事由発生から1週間以内
※なお、この期限を経過した場合は、納税義務者に還付されることになりますので、ご注意ください。

⑤ **本書を提出された場合でも、譲渡人または譲受人に未納の徴収金があるときは、地方税法第17条の2第1項の規定により、当該未納の徴収金に充当されるため、譲受人への還付がされません。なお充当後に残額がある場合はその残額が還付されます。**

⑥ その他不明な点は、下記までお問い合わせ下さい。

滋賀県自動車税事務所　納税課　還付担当
〒524-0104　滋賀県守山市木浜町2298－2
電話：077－585－7288
FAX：077－585－7299

口座振替希望の場合は下記へ記入してください。（譲受人名義に限る。）
ゆうちょ銀行の場合、「記号・番号」ではなく、振込用の「店名・店番・預金種目・口座番号」を記入してください。

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合 協同組合									本店（所） 支店（所） 出張所	
	金融機関コード					支店コード（店番）					
預金種別	普 通　・　当 座　・ その他（　　）			口座番号							
				右づめで記入して下さい							
口座名義人	カタカナで記入してください										

自動車税事務所処理					受 付 印
還付先コード					
	入力		確認		